

建技第 439 号

平成 25 年 12 月 18 日

一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

このことについては、従来から元請業者に対する指導方お願いしてきたところですが、今般国土交通省から別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等に一層努められるよう、貴団体傘下の建設業者に対し、指導を徹底されますようお願いいたします。

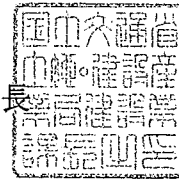
(事務担当：建設技術企画課建設業係)



国土建推第30号  
平成25年12月9日

富山県土木部長 殿

国土交通省土地・建設産業局  
建設業課長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところである。

我が国の景気は、緩やかに回復しつつあり、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。

しかしながら、建設業を取り巻く経営環境は、建設投資の大幅な減少に伴う行き過ぎた受注競争や若手入職者の減少など、依然として厳しい状況にあり、標記については、従来から元請建設企業に対する指導方をお願いしているところである。

このような状況下において、東日本大震災による資金繰りの悪化に対しては、前金払の特例、地域建設業経営強化融資制度の拡充及び下請債権買取事業の実施、被災した建設企業を対象とした相談窓口の設置等の措置を講じてきたが、今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の策定、建

設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

さらに、昨年度から社会保険未加入問題対策にも積極的に取り組み、保険加入の推進・支援による建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めているところである。

加えて、平成25年度公共工事設計労務単価の大幅な上昇を踏まえ、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」の開設について」（平成25年6月11日付け国土建推第5号）によりその取組を推進し、「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について」（平成25年10月29日付け国土入企第16号）のとおり、公共工事においては、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示を実施するよう通知したところである。

しかしながら、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、建設業における労働災害も増加傾向にあることから、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

については、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化、建設業者等に対する研修会の開催、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」の周知・活用等を通じて、さらなる下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底、技能労働者の賃金水準の確保等に努められたい。

# 建設工事の請負代金の支払に関する 紛争の未然防止について

---

国土交通省 土地・建設産業局  
建設業課

# 建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止

## 建設業担当部局に寄せられる苦情・相談

- 国土交通省の建設業担当部局に寄せられる苦情・相談(平成24年度:約3,600件)のうち、その約7割が建設工事の請負代金等の支払に関する問題です。
  - 請負代金の支払の問題は、基本的には契約上の債権債務に関することであるため、行政は介入できず、当事者間による解決が原則となります。
- ⇒ 弁護士・建設工事紛争審査会の活用、建設業取引適正化センターへの相談等による対応



## 請負代金の支払に関する紛争＝経営上の重大なリスク

- 請負代金の支払に関する紛争は、その解決を図るため、それぞれの当事者に経済的・時間的・労力的な負担が生じ、その間の資金繰りが悪化して、再下請負人に対する代金や技術者・技能労働者に対する賃金の支払遅延が生じた場合、取引先や雇用者からの信用低下につながるなど、その後の経営上の重大な問題に発展する恐れがあります。
- 請負代金の支払に関する苦情・相談の大半は、書面契約を交わしていないこと等が原因となっています。建設業者は、その場での口約束は、**経営上の重大なリスク**と認識し、請負代金の支払に関する紛争の発生を未然に防止するために書面契約を交わすことが必要です。



## 紛争の未然防止(契約内容の書面化の徹底)

- 建設業法では、後日の紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請負契約の当事者(元請負人・下請負人)に対して、**事前に書面による契約を義務づけています。**
- 特に、請負代金の支払に関する紛争は、後日、変更内容に関する当事者間の主張が食い違うことにより生ずる場合が多いため、**契約内容を変更する場合は、速やかに書面化により変更契約を締結する必要があります。**速やかな変更契約書作成等が困難な場合は、当事者が合意した**変更内容を書面化し、相互に交付し合うことが必要です。**これらの書面は、後日、紛争が生じた際、**自らの債権債務を主張する重要な証拠**となります。
- 契約内容の書面化にあたっては、**当該契約が事業主間の契約(請負契約)なのか、事業主と労働者間の契約(雇用契約)なのかを意識して作成することも重要ですが、**工事中に作業が追加されるときには、特に、留意する必要があります。

## 建設業法第19条の内容

- 建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して法律で定める14の項目(工事内容、請負代金額、工期、紛争の解決方法等)を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で上記の項目に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は押印をして相互に交付しなければならない。

# 建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止



## 紛争の未然防止のために「元請負人」として心がけること

○ 適切な下請負人の選定・管理を徹底  
 下請工事の発注にあたっては、適切な与信管理に基づく下請負人の選定を行うとともに、工事の施工中も、出来高査定を厳格に実施しつつ、再下請先に対する請負代金の支払いや作業員への賃金支払いが順調に実施されているかについて、適切に把握・管理することが重要です。  
 なお、再下請が適切に行われているかについてもきちんと管理を行い、下請構造が無駄な重層化にならないよう留意することも必要です。

○ 下請負人の資金繰りへの配慮  
 経営基盤の脆弱な下請負人は、資金繰りが不安定になることが多いため、下請負人とのコミュニケーションを円滑にして、経営状況の把握に努め、下請負人から資金繰りに関する相談があった場合は、前払、出来高払の早期化、資金の貸付等の対応を行うなどの配慮をすることが必要です。

### 特定建設業者としての対応

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に参加している全体的の下請負人が建設業法の規定（建設業法第19条他）及び関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める必要がある（建設業法第24条の6）。  
 また、当該建設工事に参加している下請負人が、賃金不払又は不法行為等起こした場合、必要に応じて適切な措置を講ずる勧告の規定（建設業法第41条第2項及び第3項）があることも踏まえ、特定建設業者は、下請契約の関係者保護について特に配慮する必要がある。



特定建設業者は、元請負人として、法律上、特に重い役割を担っていることを認識し、請け負った工事に参加している下請負人の指導・管理を徹底する必要があります。



## 紛争の未然防止のために「元請負人」として心がけること

○ 工事を請け負う際のポイント  
 下請負人自身も、工事を請け負うに際しては、元請負人の経営情報等をリサーチし、工事を受注することが重要です。  
 請負代金の支払いに関して、紛争が発生するきっかけとしては、

- ・ 知り合いの企業からの紹介で初めて工事を請け負った
- ・ かなり以前に取引があったが、久しぶりに取引をした

といったケースが多いため、新規若しくはそれに近い元請負人から工事を請け負う場合は、特に慎重な判断が必要です。

### ○ 工事受注後における適切な対応

- 工事を受注した後も、
- ・ 当初示されていた工事内容と現場の状況が異なっていた
- ・ 工事の内容や工期が変更になった
- ・ 工事が一時中止になった

といったケースは、費用負担に関して当事者間で齟齬が生じ、紛争に繋がりがやすいため、変更の内容・条件等を明確に書面化し、精算の段階で紛争が生じないように注意する必要があります。

### ○ 契約の書面化に対する毅然とした対応

下請負人は、元請負人に対し契約内容を書面化するよう毅然とした対応をとることが重要です。なお、契約内容を書面化しないことは、下請負人自身も建設業法第19条違反になる恐れがあります。

### ○ 「下請債権保全支援事業」の活用

国土交通省では、下請負人等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が当該下請負人等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証する「下請債権保全支援事業」を実施している。

下請負人は、こうした事業を積極的に活用するなど、自主的な債権回収の手段を講じておく必要がある。

## I. ガイドラインの概要

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人との請負契約の際に守らなくてはならない以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示しています。また、法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えているほか、関係法令についても解説しています。

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 見積条件の提示           | 7. 赤伝処理                    |
| 2. 書面による契約締結         | 8. 工期                      |
| 2-1. 当初契約            | 9. 支払保留                    |
| 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約 | 10. 長期手形                   |
| 2-3. 工期変更に伴う変更契約     | 11. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 |
| 3. 不当に低い発注金額         | 12. 関係法令                   |
| 4. 指値発注              | 12-1. 独占禁止法との関係            |
| 5. 不当な使用資材等の購入強制     | 12-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）     |
| 6. やり直し工事            |                            |

※本文は、国土交通省HP（[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)）に掲載しています。

## II. ガイドラインの活用

「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人がそれぞれ対等な立場で建設工事の適正な取引を実現させることを目的に作成されています。建設業者の皆様は、自社の法令遵守に関する会議や研修等においてご活用いただくとともに、協力会社等に対する積極的な周知・啓発をお願いします。

## III. 「駆け込みホットライン-建設業法違反通報窓口-」の運用

国土交通省では、主に国土交通大臣許可業者を対象に上記の建設業に係る法令違反の情報（通報）を受け付けています。

「駆け込みホットライン」TEL. 0570-018-240（ナビダイヤル、全国共通）

(別添)

国土建推第29号

平成25年12月9日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

我が国の景気は、緩やかに回復しつつあり、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。

しかしながら、建設業を取り巻く経営環境は、建設投資の大幅な減少に伴う行き過ぎた受注競争や若手入職者の減少など、依然として厳しい状況にあり、標記については、従来から元請建設企業に対する指導方お願いしているところである。

このような状況下において、東日本大震災による資金繰りの悪化に対しては、前金払の特例、地域建設業経営強化融資制度の拡充及び下請債権買取事業の実施、被災した建設企業を対象とした相談窓口の設置等の措置を講じてきたが、今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきたところである。

また、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に



係る留意点一」(以下「ガイドライン」という。)の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めているところである。

さらに、昨年度から社会保険未加入問題対策にも積極的に取り組み、保険加入の推進・支援による建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めているところである。

しかしながら、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等の下請負人へのしわ寄せが存在すると指摘されているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきたところである。しかしながら、近年、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、建設業における労働災害も増加傾向にあることから、施工管理のより一層の徹底が求められているところである。

以上を踏まえ、貴会傘下建設企業に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

## 記

### 1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

あわせて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の内容の普及促進について申合せがなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

## 2. 法定福利費の内訳明示された標準見積書等の活用・尊重による社会保険への加入徹底について

建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、平成25年9月より、社会保険への加入原資となる必要な法定福利費を確保するため、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の一斉提出を開始した。これを踏まえ、元請負人においては、下請負人との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を強く働き掛けるとともに、提出された見積書を尊重すること。下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること。

## 3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、書面による当該建設工事の着工前の契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

## 4. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を

受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

なお、公共工事の発注者に対しては、「工事検査及び支払いの迅速な実施について」（平成25年12月3日付国土入企第19号）により、完成検査等について迅速に実施するとともに、検査を終えた工事については、元請負人に対し代金の支払いを年内に行うよう要請している。

## 5. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請建設企業、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請建設企業は、前払金支払時においては、下請建設企業、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないよう留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

## 6. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、その他建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。特に、建設業退職金共済制度については、公共工事のみならず、民間工事における利用にも努めること。また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請建設企業は、公共工事等については、平成20年11月より実施されている「地域建設業経営強化融資制度」による資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

## 7. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工所用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合は、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること及び施工体系図を公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、合わせて徹底すること。さらに、平成24年7月4日に通知した「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」においても、現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第351号）に十分留意すること。

## 8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、建設投資の大幅な減少に伴って、

いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。

技能労働者への適切な賃金水準の確保については、建設産業全体の持続的な発展のためには極めて重要な課題であり、「技能労働者への適切な賃金確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号）の徹底をお願いしてきたところであるが、賃金水準や建設業の担い手確保の状況は未だ十分とは言えない状況である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について」（平成25年10月29日付け国土入企第17号）のとおり、公共工事においては、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示を推進するよう通知したところである。各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、技能労働者に対して公共工事設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえた適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

#### 9. 消費税率の引上げに伴う転嫁拒否等について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年10月1日に施行されたところである。

これに伴い、消費税率の引上げに際し、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守を図るため、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成25年11月18日付け国土建推第26号）を通知したところであり、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

特に、建設工事の請負契約については、平成25年10月1日以降に請負契約を締結し、平成26年4月1日以降に引渡し等を行う場合について新税率が適用されることから、平成26年3月31日までに引き渡しが予定されている工事の対応については十分留意されたい。

なお、政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」を設置しており、また、地方整備局等の「駆け込みホットライン」においても相談を受け付けているので活用されたい。

#### 10. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から9までの事項に準じた配慮をすること。

国土建労第91号

平成25年12月9日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を  
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成25年12月9日付け国土建推第29号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

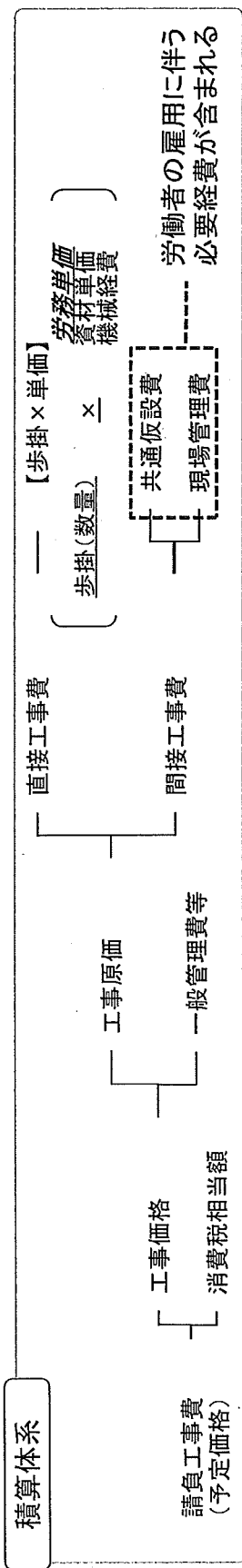
貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する、東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、建設労働者の雇用に伴い必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等の企業経費を含んだ労務単価の参考公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

# 建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表(試行) 国土交通省

## 現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない  
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



## 課題

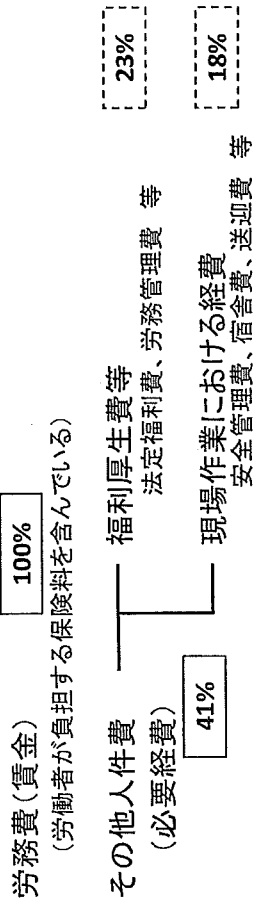
建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

## 対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



- (注1) 数値は、全国調査を基に試算した平均値  
(注2) 上記のうち、労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たるとる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

都道府県名	普通作業員	交通誘導員 A
△△県	15,000 (21,100)	11,000 (15,500)
□□県	14,300 (20,100)	11,800 (16,600)

上段：公共工事設計労務単価

(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。  
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
- 7 この表は、「平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.41倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段:参考値)とする。

上段:公共工事設計労務単価  
下段:公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (試算値)

地方連綿 団体名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 (一般)	運転手 (特殊)	滑かん工	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)				
																		滑かん 特殊	さき工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員	特殊工
北海道	01 北海道	15,400	12,700	10,600	15,700	17,300	15,700	24,900	21,800	16,600	16,000	16,400	16,000	17,600	15,300	12,800	24,900	29,500	18,600	22,100	18,400	
		(21,700)	(17,900)	(14,800)	(22,100)	(24,300)	(22,100)	(35,000)	(30,700)	(23,300)	(22,500)	(23,100)	(22,500)	(24,700)	(21,500)	(18,000)	(35,000)	(41,500)	(26,200)	(31,100)	(25,900)	
		18,200	13,400	10,100	15,700	18,000	16,500	-	18,400	15,300	17,400	15,600	14,800	16,700	19,600	17,900	23,900	28,300	19,500	22,800	18,100	
		(25,600)	(18,800)	(14,200)	(22,100)	(25,300)	(23,200)	-	(25,900)	(21,500)	(24,500)	(21,900)	(20,800)	(23,500)	(27,600)	(25,200)	(33,600)	(39,800)	(27,400)	(32,100)	(25,460)	
		18,200	15,100	11,000	16,400	18,900	16,500	-	20,100	16,100	18,900	16,400	16,100	17,900	20,100	18,900	25,100	29,700	20,500	25,000	19,000	
		(25,600)	(21,200)	(15,500)	(23,100)	(27,800)	(23,200)	-	(28,300)	(22,600)	(25,700)	(23,100)	(22,600)	(24,800)	(28,300)	(23,800)	(35,300)	(41,800)	(28,800)	(35,200)	(26,700)	
		19,500	15,100	11,900	17,400	20,600	18,900	-	20,900	16,500	22,400	18,700	19,000	19,000	21,400	19,200	25,100	29,700	20,500	26,600	19,000	
(27,400)	(21,200)	(16,700)	(24,600)	(28,900)	(24,800)	-	(29,400)	(23,200)	(31,500)	(26,300)	(26,700)	(26,700)	(30,100)	(27,000)	(35,300)	(41,800)	(28,800)	(37,400)	(28,700)			
東北	02 青森県	17,200	13,500	10,300	16,200	17,800	16,000	-	19,200	15,900	17,700	15,800	15,700	16,900	18,800	18,300	23,900	28,300	19,500	22,900	18,100	
		(24,200)	(19,000)	(15,300)	(22,800)	(25,600)	(22,800)	-	(27,000)	(21,900)	(24,900)	(22,200)	(22,100)	(23,800)	(26,400)	(25,700)	(33,600)	(39,800)	(27,400)	(32,200)	(25,400)	
		17,200	13,500	11,400	16,500	17,100	16,200	20,300	19,700	16,500	18,100	16,500	17,600	17,700	17,800	16,100	23,900	28,300	19,500	24,700	18,100	
		(24,200)	(19,000)	(16,000)	(23,300)	(24,900)	(22,800)	(28,500)	(27,700)	(23,200)	(25,400)	(23,200)	(24,700)	(24,500)	(25,000)	(22,600)	(33,600)	(39,800)	(27,400)	(34,700)	(25,400)	
		19,400	15,600	12,800	17,000	18,900	17,900	20,900	20,100	16,900	18,900	16,600	17,900	17,900	18,100	16,300	23,900	28,300	19,500	23,100	18,100	
		(27,300)	(21,100)	(18,100)	(25,300)	(26,600)	(25,200)	(29,400)	(28,300)	(23,800)	(26,200)	(23,300)	(25,200)	(25,200)	(26,200)	(25,400)	(32,900)	(39,800)	(27,400)	(32,500)	(25,400)	
		18,100	16,100	11,300	18,200	19,400	20,600	22,900	21,300	18,500	20,300	18,900	20,200	22,100	18,800	20,200	23,900	28,300	24,000	21,700	22,900	19,400
(25,400)	(22,600)	(15,900)	(25,600)	(27,300)	(28,000)	(32,200)	(29,500)	(26,000)	(28,500)	(26,600)	(28,300)	(31,100)	(26,400)	(22,800)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(32,200)	(27,300)			
関東	08 茨城県	18,000	15,800	11,400	18,000	20,500	19,200	22,900	21,300	18,200	20,900	19,400	20,800	23,000	17,700	16,900	23,900	28,300	24,000	21,700	23,300	19,400
		(25,300)	(22,200)	(16,000)	(25,300)	(28,800)	(27,000)	(32,200)	(29,900)	(26,500)	(28,100)	(27,300)	(29,200)	(32,300)	(24,900)	(23,800)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(32,800)	(27,300)	
		18,000	16,100	12,300	17,800	21,400	18,300	22,300	21,000	17,100	19,100	19,000	18,100	21,600	18,000	15,200	23,900	28,300	24,000	21,700	24,400	19,400
		(25,300)	(22,600)	(17,300)	(25,000)	(30,100)	(25,700)	(31,400)	(29,500)	(24,000)	(27,300)	(26,700)	(25,400)	(30,400)	(30,400)	(25,300)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(34,300)	(27,300)	
		19,200	16,400	12,300	18,000	20,900	21,400	22,700	21,200	19,500	21,200	20,200	21,400	22,800	20,700	17,900	23,900	28,300	24,000	21,700	22,900	19,400
		(27,000)	(23,100)	(17,300)	(25,300)	(29,400)	(30,100)	(31,800)	(29,600)	(27,400)	(30,500)	(28,400)	(30,100)	(32,100)	(29,100)	(25,200)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(32,200)	(27,300)	
		19,200	16,400	12,200	18,700	20,800	22,200	23,100	21,500	20,600	22,500	20,100	21,600	22,900	19,900	17,800	23,900	28,300	24,000	21,700	22,700	19,400
(27,000)	(23,100)	(17,200)	(26,300)	(29,200)	(31,200)	(32,500)	(30,200)	(29,000)	(31,600)	(28,300)	(30,400)	(32,200)	(28,000)	(25,000)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(31,800)	(27,300)			
北陸	15 新潟県	20,600	17,200	12,800	18,700	21,800	22,000	23,100	21,900	21,700	22,200	23,600	22,700	24,300	20,200	16,700	23,900	28,300	24,000	21,700	22,500	19,400
		(29,000)	(24,200)	(18,000)	(26,300)	(30,700)	(30,900)	(32,500)	(30,800)	(30,500)	(31,200)	(32,300)	(31,900)	(34,200)	(28,400)	(23,500)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(31,600)	(27,300)	
		20,900	17,700	12,500	18,300	20,700	22,000	22,900	21,600	19,900	21,200	20,800	22,700	25,000	21,200	18,000	23,900	28,300	24,000	21,700	22,500	19,400
		(29,400)	(24,900)	(17,600)	(25,700)	(29,200)	(30,800)	(32,200)	(30,400)	(28,000)	(29,500)	(32,300)	(31,900)	(35,200)	(28,800)	(25,300)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(31,600)	(27,300)	
		19,200	17,400	12,200	18,200	21,200	19,500	22,900	21,600	20,200	20,300	20,900	21,400	23,800	19,700	17,000	23,900	28,300	24,000	21,700	23,900	19,400
		(27,000)	(24,500)	(18,900)	(25,600)	(28,800)	(27,400)	(32,200)	(30,400)	(28,400)	(28,500)	(29,400)	(30,100)	(33,500)	(27,700)	(23,800)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(33,600)	(27,300)	
		18,300	15,700	12,400	17,500	19,500	19,000	21,700	20,900	18,700	19,100	18,900	18,700	19,100	18,900	17,400	15,200	23,900	28,300	24,000	21,700	23,900
(25,700)	(22,100)	(17,400)	(24,600)	(27,400)	(26,700)	(30,500)	(29,400)	(25,700)	(26,300)	(26,900)	(26,600)	(29,400)	(24,800)	(21,400)	(33,600)	(39,800)	(30,500)	(33,600)	(27,300)			
中部	21 岐阜県	16,500	13,600	12,100	18,100	17,700	16,300	19,000	19,800	16,400	17,100	16,000	16,500	17,400	16,400	14,400	23,900	28,300	24,000	23,100	17,600	
		(23,200)	(18,100)	(17,200)	(22,900)	(24,900)	(22,900)	(26,700)	(27,800)	(23,100)	(24,000)	(22,900)	(23,200)	(24,500)	(23,100)	(20,200)	(33,600)	(39,800)	(28,700)	(32,500)	(24,700)	
		17,300	14,500	11,600	15,400	19,400	18,300	19,700	20,100	17,400	18,500	17,900	17,800	18,300	16,900	14,700	23,900	28,300	24,000	23,400	17,600	
		(24,300)	(20,400)	(16,200)	(21,700)	(27,300)	(25,700)	(27,700)	(28,300)	(24,500)	(26,000)	(25,200)	(25,000)	(26,700)	(25,700)	(23,800)	(33,600)	(39,800)	(28,700)	(32,400)	(24,700)	
		18,100	14,400	11,500	18,100	19,300	18,300	19,300	20,100	17,500	18,100	17,400	17,400	18,000	17,100	15,100	23,900	28,300	24,000	21,700	17,600	
		(25,400)	(20,200)	(16,200)	(23,100)	(27,100)	(25,700)	(27,100)	(28,300)	(24,800)	(25,400)	(24,500)	(24,500)	(25,300)	(24,000)	(21,200)	(33,600)	(39,800)	(28,700)	(30,700)	(24,700)	
		17,900	15,900	11,900	17,400	18,900	18,800	24,400	22,900	17,800	18,300	18,100	18,600	20,300	18,600	16,000	23,900	28,300	24,000	21,900	18,800	
(25,200)	(22,400)	(16,700)	(24,500)	(26,600)	(26,400)	(34,300)	(32,200)	(25,200)	(25,700)	(25,400)	(26,200)	(28,500)	(26,200)	(22,500)	(33,600)	(39,800)	(30,800)	(30,800)	(26,400)			
近畿	18 福井県	17,900	15,800	10,900	17,500	18,500	16,600	23,500	24,700	18,900	18,800	18,900	19,700	22,100	18,400	15,900	23,900	28,300	24,000	24,000	18,800	
		(25,200)	(22,400)	(16,700)	(24,500)	(26,600)	(26,400)	(33,000)	(34,700)	(26,600)	(26,400)	(26,600)	(27,700)	(31,100)	(25,900)	(22,400)	(33,600)	(39,800)	(29,000)	(31,700)	(26,400)	
		17,900	15,800	10,900	17,500	18,500	16,600	23,500	24,700	18,900	18,800	18,900	19,700	22,100	18,400	15,900	23,900	28,300	24,000	24,000	18,800	
		(25,200)	(22,400)	(16,700)	(24,500)	(26,600)	(26,400)	(33,000)	(34,700)	(26,600)	(26,400)	(26,600)	(27,700)	(31,100)	(25,900)	(22,400)	(33,600)	(39,800)	(29,000)	(31,700)	(26,400)	
		18,800	16,100	12,200	17,600	18,900	19,700	24,800	24,000	18,500	18,400	18,600	19,300	21,500	18,600	16,700	23,900	28,300	24,000	23,500	18,800	
		(26,400)	(22,600)	(17,300)	(24,700)	(26,600)	(27,700)	(34,500)	(34,000)	(28,000)	(28,500)	(28,200)	(27,100)	(30,200)	(26,200)	(23,500)	(33,600)	(39,800)	(30,800)	(33,000)	(26,400)	
		18,000	14,900	11,200	17,800	19,400	20,200	24,800	22,100	17,900	18,600	19,200	18,800	21,200	17,500	16,000	23,900	28,300	24,000	21,500	18,800	
(25,300)	(20,900)	(15,700)	(25,000)	(27,300)	(28,400)	(34,900)	(31,100)	(25,200)	(26,200)	(27,000)	(26,400)	(28,400)	(21,800)	(22,500)	(33,600)	(39,800)	(29,000)	(30,200)	(26,400)			
中国	31 鳥取県	17,500	14,800	11,100	17,500	18,300	18,000	23,300	20,700	17,400	17,400	17,800	19,200	19,100	17,200	16,800	2					



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。  
 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。  
 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。  
 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)  
 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。  
 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。  
 これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
 この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。  
 また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。  
 7 この表は、「平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.4倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段:参考値)とする。

〔上段：公共工事設計労務単価  
 (下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (試算値)〕

地方連絡 協議会名	都道府県名	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)																			
		トンネル 世帯役	はりよう 特殊工	はりよう 塗装工	はりよう 世帯役	土木一般 世帯役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡 員	潜水連絡 員	山形杉材 工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	24,800	20,800	21,000	25,500	17,500	21,800	17,300	27,600	18,100	17,200	-	19,800	15,400	16,500	16,500	16,200	16,700	17,300	16,600	17,600
		(34,900)	(29,200)	(29,500)	(35,900)	(24,600)	(30,700)	(24,300)	(38,800)	(28,400)	(24,200)	-	(27,800)	(21,700)	(23,200)	(23,200)	(22,800)	(23,500)	(24,900)	(23,300)	(24,700)
東北	02 青森県	25,300	20,700	22,200	25,000	20,900	21,800	17,600	32,300	19,800	20,200	-	21,700	20,100	17,600	17,800	15,300	15,700	15,600	16,400	16,000
		(35,600)	(28,100)	(31,200)	(38,200)	(29,400)	(30,700)	(25,000)	(45,400)	(27,800)	(28,400)	-	(30,500)	(24,700)	(25,000)	(25,000)	(21,500)	(22,100)	(21,900)	(23,100)	(22,500)
	03 岩手県	26,600	21,700	23,300	27,300	20,900	21,800	17,600	35,200	21,700	22,300	-	23,600	21,200	19,000	19,800	16,400	17,200	16,400	17,300	15,200
		(37,400)	(30,500)	(32,800)	(38,400)	(29,400)	(30,700)	(25,000)	(49,500)	(30,500)	(31,400)	-	(33,200)	(29,800)	(26,700)	(27,800)	(23,400)	(24,200)	(23,100)	(24,300)	(21,400)
	04 宮城県	26,600	21,700	23,300	29,900	21,200	21,800	17,600	36,600	23,800	24,200	-	26,100	24,000	21,000	21,800	17,100	18,800	18,300	19,900	15,200
		(37,400)	(30,500)	(32,800)	(42,000)	(29,800)	(30,700)	(25,000)	(54,300)	(33,500)	(34,000)	-	(36,700)	(33,700)	(29,500)	(30,700)	(24,000)	(26,400)	(25,700)	(28,600)	(21,400)
	05 秋田県	25,300	20,700	22,200	25,500	21,800	21,800	17,600	32,900	20,200	20,500	-	21,700	17,700	19,200	17,800	15,200	16,000	15,800	16,100	16,200
(35,600)		(28,100)	(31,200)	(35,800)	(30,700)	(30,700)	(25,000)	(46,300)	(28,400)	(28,800)	-	(30,500)	(24,900)	(27,000)	(25,000)	(21,400)	(22,000)	(22,200)	(22,600)	(22,800)	
06 山形県	25,300	20,700	22,200	25,200	20,100	21,800	17,600	33,300	20,500	20,800	-	19,500	18,100	16,900	17,600	16,500	16,000	17,000	16,900	16,500	
	(35,600)	(28,100)	(31,200)	(34,400)	(28,300)	(30,700)	(25,000)	(46,800)	(29,200)	(29,200)	-	(27,400)	(25,400)	(23,800)	(24,700)	(23,200)	(22,600)	(24,900)	(23,800)	(23,200)	
07 福島県	25,300	20,700	22,200	25,400	18,900	21,800	17,600	33,600	20,700	21,200	19,600	26,000	17,000	18,900	17,900	16,900	16,200	17,700	17,400	18,200	
	(35,600)	(28,100)	(31,200)	(37,700)	(25,600)	(30,700)	(25,000)	(47,200)	(29,100)	(29,800)	(27,800)	(35,600)	(23,900)	(26,600)	(25,200)	(23,800)	(22,800)	(24,900)	(24,500)	(25,600)	
関東	08 茨城県	25,700	23,900	24,900	26,700	20,300	25,900	20,200	30,500	19,500	21,400	23,500	36,500	20,000	20,800	21,400	18,100	19,100	21,600	21,600	21,600
		(36,100)	(33,600)	(35,600)	(37,600)	(28,500)	(38,400)	(28,400)	(42,900)	(27,400)	(30,100)	(33,600)	(51,300)	(28,100)	(28,200)	(30,100)	(25,400)	(26,900)	(30,400)	(30,400)	(30,400)
	09 栃木県	25,700	23,900	24,900	26,700	20,200	25,900	20,200	30,400	19,900	21,400	23,500	36,700	19,500	20,800	21,400	18,100	19,100	22,000	21,700	21,600
		(36,100)	(33,600)	(35,600)	(37,600)	(28,400)	(38,400)	(28,400)	(42,700)	(27,800)	(30,100)	(33,600)	(51,600)	(28,400)	(28,400)	(30,100)	(25,400)	(26,900)	(30,900)	(30,500)	(30,400)
	10 群馬県	25,700	23,900	24,900	26,700	20,300	25,900	20,200	31,800	19,400	20,900	23,100	34,200	19,500	20,300	18,800	18,800	19,000	20,500	19,900	21,600
		(36,100)	(33,600)	(35,600)	(37,700)	(28,500)	(38,400)	(28,400)	(44,700)	(27,300)	(29,400)	(32,500)	(48,100)	(27,400)	(28,500)	(26,400)	(23,800)	(23,800)	(28,800)	(28,600)	(30,400)
	11 埼玉県	25,700	23,900	24,900	27,200	20,800	25,900	20,200	32,000	22,700	22,700	23,200	37,300	20,800	21,500	21,500	18,800	19,900	23,100	23,200	22,400
		(36,100)	(33,600)	(35,600)	(38,200)	(29,200)	(38,400)	(28,400)	(45,500)	(31,900)	(31,900)	(33,900)	(53,600)	(29,200)	(30,200)	(30,200)	(26,400)	(27,400)	(32,500)	(32,500)	(31,400)
	12 千葉県	25,700	23,900	24,900	27,600	21,900	25,900	20,200	33,000	22,700	22,500	24,100	36,400	20,200	22,800	22,300	19,500	21,200	24,000	23,700	22,400
		(36,100)	(33,600)	(35,600)	(38,600)	(30,800)	(38,400)	(28,400)	(46,400)	(31,900)	(31,800)	(33,900)	(51,200)	(28,400)	(32,100)	(31,400)	(27,400)	(28,800)	(33,000)	(32,400)	(31,500)
13 東京都	25,700	23,900	24,900	26,900	22,300	25,900	20,200	32,500	22,200	21,700	23,500	35,300	21,000	21,600	21,600	19,000	21,300	22,900	22,900	21,900	
	(36,100)	(33,600)	(35,600)	(38,800)	(31,400)	(38,400)	(28,400)	(45,700)	(30,900)	(30,500)	(33,600)	(49,600)	(29,500)	(30,400)	(30,400)	(26,700)	(29,900)	(33,000)	(33,000)	(30,800)	(30,500)
14 神奈川県	25,700	23,900	24,900	26,400	21,200	25,900	20,200	32,600	21,600	21,700	23,500	34,800	20,900	21,700	21,700	19,000	21,200	24,000	23,700	22,400	
	(36,100)	(33,600)	(35,600)	(37,100)	(29,800)	(38,400)	(28,400)	(45,800)	(30,400)	(30,500)	(33,600)	(48,800)	(29,500)	(30,400)	(30,400)	(26,700)	(29,900)	(33,000)	(33,000)	(30,800)	(30,500)
19 山梨県	25,700	23,900	24,900	26,400	20,400	25,900	20,200	30,800	20,300	21,300	23,100	33,300	17,900	18,800	18,800	17,300	18,700	20,000	19,900	21,500	
	(36,100)	(33,600)	(35,600)	(37,100)	(29,800)	(38,400)	(28,400)	(43,300)	(28,500)	(29,800)	(32,500)	(42,600)	(25,200)	(27,800)	(25,300)	(24,800)	(26,300)	(28,100)	(28,000)	(30,200)	(30,200)
20 長野県	25,700	23,900	24,900	26,300	20,700	25,900	20,200	30,500	19,500	21,400	23,500	36,500	19,500	16,200	16,200	16,200	16,200	16,500	16,400	20,700	
	(36,100)	(33,600)	(35,600)	(37,300)	(28,700)	(38,400)	(28,400)	(43,300)	(28,500)	(29,800)	(32,500)	(42,600)	(25,200)	(27,800)	(25,300)	(24,800)	(26,300)	(28,100)	(28,000)	(30,200)	(30,200)
北陸	15 新潟県	24,600	20,500	24,700	23,300	19,000	21,600	17,900	29,000	17,900	19,300	21,000	21,400	16,200	16,500	16,200	16,200	16,500	16,400	16,000	20,700
		(34,600)	(28,800)	(34,700)	(32,800)	(25,300)	(30,400)	(25,200)	(41,500)	(25,800)	(27,100)	(29,500)	(30,100)	(22,800)	(23,000)	(22,800)	(22,800)	(21,400)	(23,200)	(23,100)	(29,100)
	16 富山県	24,600	20,500	24,700	23,800	18,900	21,600	17,900	30,000	18,000	19,900	20,900	24,800	18,100	16,300	16,300	16,300	16,300	16,500	17,100	17,000
(34,600)		(28,800)	(34,700)	(33,500)	(26,800)	(30,400)	(25,200)	(42,200)	(25,300)	(27,800)	(28,400)	(34,900)	(25,400)	(23,800)	(23,600)	(23,600)	(22,900)	(23,200)	(24,000)	(29,100)	(29,100)
17 石川県	24,600	20,500	24,700	24,100	20,400	21,600	17,900	28,900	18,400	18,500	21,600	25,100	17,600	16,300	16,300	16,300	16,400	16,500	17,100	17,000	
	(34,600)	(28,800)	(34,700)	(33,900)	(28,700)	(30,400)	(25,200)	(40,600)	(25,900)	(26,000)	(30,400)	(35,300)	(24,700)	(23,800)	(23,100)	(23,200)	(23,200)	(24,000)	(24,200)	(29,100)	(29,100)
中部	21 岐阜県	24,600	22,100	24,000	24,700	20,600	23,600	19,900	27,900	18,300	17,900	23,600	28,700	19,500	17,700	18,000	17,700	18,000	18,500	18,100	19,800
		(34,600)	(31,100)	(33,700)	(34,700)	(29,600)	(33,200)	(28,900)	(39,200)	(25,700)	(25,200)	(33,200)	(40,400)	(27,400)	(27,700)	(24,500)	(25,300)	(26,000)	(25,400)	(25,200)	(27,800)
	22 静岡県	24,600	22,100	24,000	25,200	20,900	23,600	19,900	32,100	19,900	20,600	23,500	31,000	18,600	21,400	18,900	18,100	19,200	20,000	18,300	20,100
		(34,600)	(31,100)	(33,700)	(35,400)	(29,400)	(33,200)	(28,900)	(45,100)	(28,600)	(29,100)	(33,200)	(43,600)	(26,200)	(30,100)	(26,600)	(25,400)	(27,000)	(28,100)	(25,700)	(28,300)
23 愛知県	24,600	22,100	24,000	24,600	20,600	23,600	19,900	30,100	19,400	18,300	25,200	29,300	19,900	20,700	18,400	18,600	18,900	19,600	18,400	18,800	
	(34,600)	(31,100)	(33,700)	(34,600)	(29,600)	(33,200)	(28,900)	(42,300)	(27,300)	(25,700)	(35,400)	(41,200)	(28,000)	(28,100)	(25,900)	(26,200)	(26,600)	(27,600)	(25,900)	(26,400)	
24 三重県	24,600	22,100	24,000	25,500	19,900	23,600	19,900	30,100	19,900	18,200	22,100	30,300	18,600	20,300	17,900	18,800	18,500	19,400	19,500	-	
	(34,600)	(31,100)	(33,700)	(35,900)	(28,900)	(33,200)	(28,900)	(42,300)	(28,600)	(25,600)	(31,100)	(42,600)	(26,200)	(28,500)	(25,200)	(26,400)	(26,000)	(27,300)	(27,400)	-	
近畿	18 福井県	23,800	22,800	23,900	26,500	19,500	22,700	17,700	26,400	19,100	19,000	23,600	28,700	19,500	17,700	18,000	17,600	18,200	18,600	18,300	17,700
		(33,800)	(32,100)	(33,600)	(37,300)	(27,400)	(31,900)	(24,900)	(37,100)	(26,500)	(26,700)	(27,700)	(40,600)	(27,000)	(26,000)	(25,000)	(24,700)	(25,600)	(26,200)	(25,700)	(24,900)
	25 滋賀県	23,800	22,800	23,900	26,400	19,700	22,700	17,700	26,200	19,100	18,700	23,500									

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
  - 2 本単価は、所定労働時間8時間当たりの単価である。
  - 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各種職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
  - 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要諸経費は含まれていない。)
  - 5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
  - 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。  
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「平成25年4月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」が適用される場合は、その単価を概ね1.4倍した金額をもって必要経費を加算した単価(下段：参考値)とする。

〔 上段：公共工事設計労務単価  
 (下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舍費等) (試算値) ) 〕

地方選給 協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築 ブロック工	設備機械 工	交通誘導 員A	交通誘導 員B	所定労働時間8時間当たりの金額(単位:円)											
												上段	参考値	参考値									
北海道	01 北海道	16,600	15,500	14,700	15,800	16,100	17,100	-	17,700	9,100	8,300		(23,300)	(21,800)	(20,700)	(22,200)	(22,500)	(24,000)	(24,900)	(12,800)	(11,700)		
		17,400	15,600	15,600	14,600	14,700	16,100	15,600	15,900	15,900	8,500	8,000		(24,500)	(21,900)	(21,900)	(20,500)	(20,700)	(22,600)	(21,500)	(22,400)	(12,000)	(11,200)
東北	02 青森県	18,900	17,000	16,400	15,200	15,600	16,100	17,000	16,600	9,600	8,900		(26,600)	(23,900)	(23,100)	(21,400)	(21,500)	(22,600)	(23,900)	(23,300)	(13,500)	(12,500)	
		20,600	18,700	16,400	16,800	15,800	16,100	18,700	17,400	10,500	9,700		(29,000)	(26,300)	(23,100)	(23,600)	(22,200)	(22,600)	(26,300)	(24,500)	(14,900)	(13,600)	
	03 岩手県	17,600	16,000	15,600	14,500	14,900	16,100	15,800	15,800	8,500	7,800		(24,700)	(22,500)	(21,900)	(20,400)	(20,900)	(22,600)	(22,200)	(22,200)	(12,000)	(11,100)	
		17,800	17,100	15,600	14,900	16,500	16,100	16,000	15,900	9,600	8,900		(25,000)	(24,000)	(21,900)	(20,900)	(23,200)	(22,600)	(22,500)	(22,400)	(13,500)	(12,500)	
	04 宮城県	18,400	17,700	15,600	14,400	16,200	16,100	16,400	17,000	10,300	9,600		(25,800)	(24,900)	(21,900)	(20,200)	(22,800)	(22,600)	(21,700)	(23,900)	(14,500)	(13,500)	
		20,700	21,300	18,800	22,200	18,500	18,600	20,100	20,000	11,000	10,400		(28,100)	(29,900)	(27,800)	(31,200)	(26,000)	(26,000)	(28,300)	(28,100)	(15,500)	(14,500)	
	関東	08 茨城県	20,500	21,400	19,800	22,200	18,600	18,500	20,200	19,300	10,200	9,200		(28,800)	(30,100)	(27,800)	(31,200)	(26,400)	(26,400)	(28,400)	(27,100)	(14,300)	(12,900)
19,900			21,900	19,800	18,400	18,200	18,500	20,100	18,500	10,000	9,300		(28,000)	(30,800)	(27,800)	(25,900)	(25,900)	(26,600)	(26,300)	(26,600)	(14,100)	(13,100)	
09 栃木県		20,500	21,500	19,800	22,200	18,400	18,500	19,700	19,700	10,500	9,800		(28,800)	(30,200)	(27,800)	(31,200)	(25,800)	(26,000)	-	(27,700)	(14,300)	(13,800)	
		20,600	21,300	19,800	22,200	18,500	18,500	-	20,000	10,800	9,800		(29,000)	(29,900)	(27,800)	(31,200)	(26,000)	(26,000)	-	(28,100)	(15,200)	(13,800)	
10 群馬県		20,700	21,300	19,800	22,200	18,800	18,500	19,700	20,000	11,300	10,100		(28,100)	(29,900)	(27,800)	(31,200)	(26,400)	(26,400)	-	(28,100)	(15,900)	(14,200)	
		20,300	21,600	19,800	20,600	18,200	18,500	-	20,200	11,200	10,000		(28,500)	(30,400)	(27,800)	(29,600)	(25,600)	(26,600)	-	(28,400)	(15,700)	(14,100)	
11 埼玉県		20,300	21,800	19,800	20,600	18,100	18,500	-	20,000	10,500	9,300		(28,500)	(30,400)	(27,800)	(29,600)	(25,400)	(26,600)	-	(28,100)	(14,800)	(13,100)	
	19,400	21,300	19,800	18,100	17,700	18,500	21,300	18,800	9,500	8,300		(27,300)	(29,900)	(27,800)	(25,400)	(24,900)	(24,900)	(25,900)	(26,400)	(13,400)	(11,700)		
北陸	15 新潟県	17,300	17,200	16,300	13,600	16,600	17,000	14,500	16,900	9,500	8,700		(24,300)	(24,200)	(22,900)	(19,100)	(23,300)	(23,900)	(20,400)	(23,800)	(13,400)	(12,200)	
		16,900	17,100	16,300	14,000	17,100	17,000	-	17,200	9,700	9,200		(23,800)	(24,000)	(22,900)	(19,700)	(24,000)	(23,900)	-	(24,200)	(13,600)	(12,900)	
	16 富山県	17,000	16,500	16,300	14,000	17,200	17,000	-	17,600	10,100	9,100		(23,900)	(23,200)	(22,900)	(19,700)	(24,200)	(23,900)	-	(24,700)	(14,200)	(12,800)	
		18,700	18,500	18,100	16,400	17,200	18,200	22,700	20,500	10,400	9,400		(26,000)	(29,800)	(25,400)	(24,800)	(24,800)	(25,600)	(31,900)	(28,500)	(14,600)	(13,200)	
	23 愛知県	18,700	19,400	18,100	17,700	17,500	18,200	22,700	20,500	10,400	9,400		(26,300)	(27,300)	(25,400)	(24,900)	(24,800)	(25,600)	(31,900)	(28,800)	(14,600)	(13,200)	
		18,700	19,500	18,100	18,300	17,100	18,200	21,500	20,600	10,000	8,700		(26,300)	(28,000)	(25,400)	(25,700)	(24,900)	(25,600)	(30,200)	(29,000)	(14,100)	(12,200)	
	近畿	18 福井県	17,600	18,000	18,100	15,600	16,800	19,100	-	19,800	10,000	9,200		(24,700)	(25,300)	(25,400)	(21,900)	(23,600)	(26,500)	-	(27,800)	(14,100)	(12,900)
18,200			18,500	18,100	18,200	16,200	19,100	-	19,600	9,900	8,100		(25,600)	(26,000)	(25,400)	(26,900)	(24,800)	(26,900)	-	(27,600)	(13,800)	(11,400)	
25 滋賀県		18,500	18,600	18,100	16,300	16,400	19,100	-	20,200	9,500	8,500		(26,000)	(26,200)	(25,400)	(25,700)	(23,100)	(26,900)	-	(28,400)	(13,400)	(12,000)	
		17,900	18,600	18,100	17,800	16,600	19,100	-	19,700	9,500	8,500		(25,200)	(26,200)	(25,400)	(25,000)	(23,300)	(26,900)	-	(27,700)	(13,400)	(12,000)	
27 大阪府		17,000	18,600	18,100	17,200	16,500	19,100	-	19,900	9,500	8,400		(23,900)	(26,200)	(25,400)	(24,200)	(23,200)	(26,900)	-	(28,000)	(13,400)	(11,800)	
		18,500	18,700	18,100	18,400	16,400	19,100	-	19,700	9,500	8,400		(26,000)	(26,300)	(25,400)	(25,900)	(23,100)	(26,900)	-	(27,700)	(13,400)	(11,800)	
28 兵庫県		18,400	18,600	18,100	18,300	16,500	19,100	-	19,900	9,700	8,500		(25,900)	(26,200)	(25,400)	(25,900)	(23,100)	(26,900)	-	(27,700)	(13,400)	(11,800)	
	18,400	18,600	18,100	18,300	16,500	19,100	-	19,900	9,700	8,500		(25,900)	(26,200)	(25,400)	(25,700)	(23,200)	(26,900)	-	(28,000)	(13,600)	(12,000)		
中国	31 鳥取県	16,000	17,300	16,100	15,300	15,900	16,600	-	18,300	9,300	8,100		(22,500)	(24,300)	(22,600)	(21,500)	(22,400)	(23,300)	-	(25,700)	(13,100)	(11,400)	
		16,400	16,800	16,100	15,000	16,100	16,600	-	17,600	9,300	8,500		(23,100)	(23,800)	(22,600)	(21,100)	(22,600)	(23,300)	-	(24,700)	(13,100)	(12,000)	
	32 島根県	16,000	17,600	16,100	15,200	15,900	16,600	-	18,300	10,100	8,900		(22,500)	(24,700)	(22,600)	(21,400)	(22,400)	(23,300)	-	(25,700)	(14,200)	(12,500)	
		16,400	16,900	16,100	14,900	15,900	16,600	-	17,300	10,200	9,100		(23,100)	(23,800)	(22,600)	(20,900)	(22,400)	(23,300)	-	(24,300)	(14,300)	(12,800)	
	34 広島県	16,400	16,900	16,100	14,900	16,000	16,600	-	17,500	9,500	8,700		(23,100)	(23,800)	(22,600)	(20,900)	(22,400)	(23,300)	-	(24,300)	(14,300)	(12,800)	
		16,400	16,900	16,100	14,900	16,000	16,600	-	17,500	9,500	8,700		(23,100)	(23,800)	(22,600)	(20,900)	(22,500)	(23,300)	-	(24,600)	(14,400)	(12,200)	
	四国	36 徳島県	16,600	17,800	15,500	-	14,700	17,200	-	16,400	9,300	8,600		(23,300)	(25,000)	(21,800)	-	(20,700)	(24,200)	-	(23,100)	(13,100)	(12,100)
16,700			18,000	15,500	-	14,900	17,200	-	16,200	9,400	8,600		(23,500)	(25,300)	(21,800)	-	(20,900)	(24,200)	-	(22,800)	(13,200)	(12,100)	
37 香川県		16,600	18,000	15,500	-	14,800	17,200	-	16,400	9,000	8,100		(23,300)	(25,300)	(21,800)	-	(20,800)	(24,200)	-	(23,100)	(12,700)	(11,400)	
		16,600	17,900	15,500	-	14,700	17,200	-	16,500	8,500	7,700		(23,300)	(25,200)	(21,800)	-	(20,700)	(24,200)	-	(23,200)	(12,000)	(10,800)	
九州		40 福岡県	19,500	16,200	16,200	-	13,700	15,300	-	16,200	8,900	8,100		(27,400)	(22,800)	(22,800)	-	(19,300)	(21,500)	-	(22,800)	(12,500)	(11,400)
			19,500	16,200	16,200	-	13,600	15,300	-	16,000	8,400	7,800		(27,400)	(22,800)	(22,800)	-	(19,100)	(21,500)	-	(22,500)	(11,800)	(11,600)
		41 佐賀県	19,400	16,000	16,200	-	13,600	15,300	-	16,100	8,900	7,800		(27,300)	(22,500)	(22,800)	-	(19,100)	(21,500)	-	(22,600)	(12,500)	(11,600)
	19,500		16,100	16,200	-	13,700	15,300	-	16,200	8,600	7,800		(27,400)	(22,600)	(22,800)	-	(19,300)	(21,500)	-	(22,800)	(12,100)	(11,600)	
	43 熊本県	19,500	16,200	16,200	-	13,600	15,300	-	16,100	8,800	7,600		(27,400)	(22,800)	(22,800)	-	(19,100)	(21,500)	-	(22,600)	(12,400)	(10,700)	
		19,500	16,100	16,200	-	13,600	15,300	-	15,900	8,600	7,100		(27,400)	(22,600)	(22,800)	-	(19,100)	(21,500)	-	(22,400)	(12,100)	(	